

## 平成27年第2回江差町議会臨時会資料

資料1：江差町税条例等の一部改正の概要【承認第1号関係】	…P 1
資料2：江差町税条例等の一部改正（新旧対照表）【承認第1号関係】	…P 2
資料3：作業員詰所外壁等改修工事概要【承認第2号関係】	…P 6
資料4：江差町税条例の一部改正の概要【議案第1号関係】	…P 7
資料5：江差町税条例の一部改正（新旧対照表）【議案第1号関係】	…P 15
資料6：江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要【議案第2号関係】	…P 60
資料7：江差町国民健康保険税条例の一部改正（新旧対照表）【議案第2号関係】	…P 63
資料8：入札状況調書【議案第4号関係】	…P 69
資料9：入札状況調書【議案第5号関係】	…P 70

江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の概要

改正税目等	改正概要																																								
<p><b>【軽自動車税関係】</b>                      ○平成26年改正内容                      (軽自動車税の税率)</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p>	<p>平成27年度分以後の年度分の軽自動車税に適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う措置。</p> <p>◎ <b>原付、軽二輪及び小型二輪</b>                      平成27年度からの標準税率約1.5倍(最低2,000円)引上げを1年間延長</p> <table border="1" data-bbox="622 539 1563 813"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年度まで</th> <th>平成28年度から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原付</td> <td>50CC以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50CC超90CC以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90CC超125CC以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪(125CC超250CC以下)</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪(250CC以下)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ <b>小型特殊自動車</b>                      原付、軽二輪及び小型二輪と同様に、平成27年度からの標準税率引き上げを1年間延長</p> <table border="1" data-bbox="622 917 1563 1082"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年度まで</th> <th>平成28年度から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕用</td> <td>1,600円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪(再掲)</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>軽自動車税のグリーン化特例(軽課)が規定されることに伴う措置。</p>	車種区分		平成27年度まで	平成28年度から	原付	50CC以下	1,000円	2,000円	50CC超90CC以下	1,200円	2,000円	90CC超125CC以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	軽二輪(125CC超250CC以下)		2,400円	3,600円	小型二輪(250CC以下)		4,000円	6,000円	車種区分		平成27年度まで	平成28年度から	小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,000円	その他のもの	4,700円	5,900円	二輪(再掲)		2,400円	3,600円
車種区分		平成27年度まで	平成28年度から																																						
原付	50CC以下	1,000円	2,000円																																						
	50CC超90CC以下	1,200円	2,000円																																						
	90CC超125CC以下	1,600円	2,400円																																						
	ミニカー	2,500円	3,700円																																						
軽二輪(125CC超250CC以下)		2,400円	3,600円																																						
小型二輪(250CC以下)		4,000円	6,000円																																						
車種区分		平成27年度まで	平成28年度から																																						
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,000円																																						
	その他のもの	4,700円	5,900円																																						
二輪(再掲)		2,400円	3,600円																																						

江差町税条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前															
<p>第1条 江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</u></p> <p><u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u><u>が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>第1条 江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>附則第16条を次のように改める。</u></p> <p><u>（軽自動車税の税率の特例）</u></p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<u>が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1205 970 1825 1149"> <tr> <td>第82条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第82条第2号ア	3,900円	4,600円														
	6,900円	8,200円														
	10,800円	12,900円														
	3,800円	4,500円														
	5,000円	6,000円														

江差町税条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後			改正前		
第82条第2号ア	3,900円	4,600円			
	6,900円	8,200円			
	10,800円	12,900円			
	3,800円	4,500円			
	5,000円	6,000円			
(後略)			(後略)		
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 第1条中江差町税条例第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）並びに附則第4条第1項及び第6条（第1条の規定による改正後の江差町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日</p> <p>4 第1条中江差町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）並びに同条第3号の改正規定並び</p>			<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 第1条中江差町税条例第82条の改正規定 _____ 並びに附則第4条 _____ 及び第6条（第1条の規定による改正後の江差町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日</p> <p>4 第1条中江差町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び _____ _____</p>		

江差町税条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

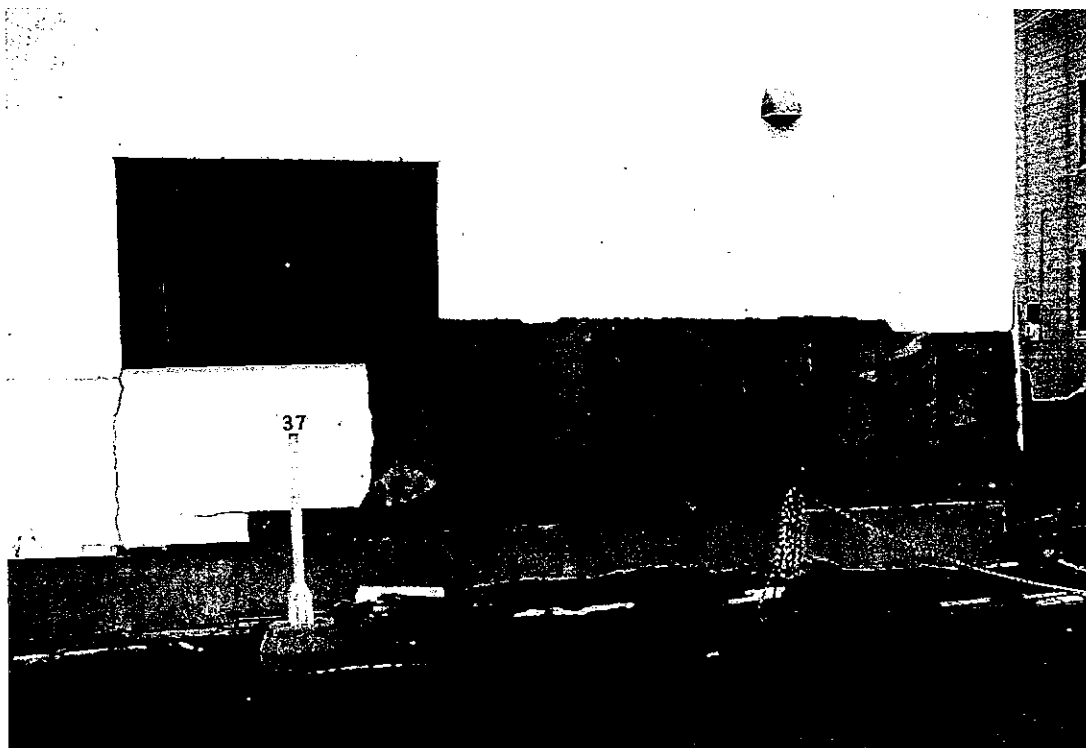
改正後	改正前
<p><u>に附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第4条第2項、第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定</u> 平成28年4月1日</p> <p>5～6 略</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第4条 <u>新条例第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）</u>の規程は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p><u>2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、第2号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p> <p>第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>2 略</p>	<p><u>附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条</u> <u>及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定</u> 平成28年4月1日</p> <p>5～6 略</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第4条 新条例第82条 の規程は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>2 略</p>

江差町税条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後			改正前		
<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円	新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	江差町税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第8号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	江差町税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第8号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第1項の表第82条第2号ア	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	新条例附則第16条の表第82条第2号ア	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

## 作業員詰所外壁等改修工事概要

### 1) 外壁崩落写真



### 2) 工事概要

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 外壁及び外壁コーナー サイディング張り    | 29.7m <sup>2</sup> |
| (2) 内壁 プリント合板及びフレキシブルボード張り | 15.2m <sup>2</sup> |

## 江差町税条例の一部改正の概要

改正税目等	改正概要
<b>【番号法施行関係】</b>  ○ 第2条 (用語) ○ 第36条の2 (町民税の申告) ○ 第51条 (町民税の減免) ○ 第63条の2、第63条の3、第74条、第74条の2、附則第10条の3、附則第13条の4、附則第13条の5、附則第22条 ○ 第71条 (固定資産税の減免) ○ 第89条 (軽自動車税の減免) ○ 第90条 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免) ○ 第139条の3 (特別土地保有税の減免) ○ 第149条 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)	<p style="text-align: center;">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号や法人番号等の項目を整備する。            《行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる日から施行》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人に関して事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号の規定を整備</li> <li>2 法人番号の規定を整備</li> <li>3 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所等に加え、個人番号及び法人番号の規定を整備</li> <li>4 名称、個人番号及び法人番号の規定を整備</li> <li>5 個人番号及び法人番号の規定を整備</li> <li>6 事務所若しくは事業所の所在地、個人番号及び法人番号の規定を整備</li> <li>7 個人番号の規定を整備</li> <li>8 個人番号及び法人番号の規定を整備</li> <li>9 事務所若しくは事業所の所在地、個人番号及び法人番号の規定を整備</li> </ol>



## 江差町税条例の一部改正の概要

改正税目等	改正概要
<p><b>【納税環境関係】</b></p> <p>○ 第8条 (徴収猶予に係る分割納付、又は分割納入の方法)</p> <p>○ 第9条 (徴収猶予等の申請手続等)</p> <p>○ 第10条 (徴収猶予等の取消し)</p> <p>○ 第11条 (職権による換価の猶予の手続等)</p> <p>○ 第12条 (申請による換価の猶予の申請手続等)</p>	<p>地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点から一定の事項については条例で定めることとされたことから、国税における昨年度の改正を踏まえて所要の見直しを図る。</p> <p>1 納付方法の見直し <span style="float: right;">《平成28年4月1日から施行》</span> 町長が、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとした。</p> <p>2 申請手続等の整備 <span style="float: right;">《平成28年4月1日から施行》</span> 申請者は、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間等を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足りる書類、担保の提供に関する書類等を添付し、町長へ提出しなければならないこととするほか、申請に係る補正の手続、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の不許可事由及び申請事項の調査に係る質問検査等の整備を行うこととした。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額が100万円を超え、かつ、期間が6箇月を超える場合は、担保を要する</li> <li>・ 申請書の訂正や添付書類等の訂正若しくは提出に関する期間は、通知を受けた日から20日</li> </ul> </p> <p>3 取消事由の追加 <span style="float: right;">《平成28年4月1日から施行》</span> 徴収の猶予の取消事由として、次の事由を追加  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに当該徴収の猶予に係る町税以外に、町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税及び国民健康保険税）を滞納したとき</li> </ul> </p> <p>4 職権による換価の猶予の手続等の整備 <span style="float: right;">《平成28年4月1日から施行》</span> 町長は、必要があると認めるときは、滞納者に対し、担保の提供に関する書類等の提出を求めることができることとした。</p> <p>5 申請による換価の猶予制度の創設 <span style="float: right;">《平成28年4月1日から施行》</span> 町長は、滞納者が町税を一時に納付又は納入することができないと認める場合において、その者が町税の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、町税の納期限から6箇月以内にされた申請に基づき</p>

## 江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 税 目 等	改 正 概 要
<p><b>【納税環境関係】</b></p> <p>○ 第13条 (担保を徴する必要がない 場合)</p>	<p>1年以内の期限に限り、滞納処分による財産の換価を猶予することができることとした。ただし、当該申請に係る町税以外に町税の滞納がある場合（町税に係る債務の不履行がある場合を含む。）は、適用しないこととした。</p> <p>納付方法、通知、不許可事由及び取消事由等については、徴収の猶予と同様としたほか、申請に係る補正の手続等についても徴収の猶予と同様とすることとした。</p> <p>6 担保の徴収を不要とする場合 <span style="float: right;">《平成28年4月1日から施行》</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額が100万円以下、期間が6箇月以下の場合</li> </ul>

## 江差町税条例の一部改正の概要

改 正 税 目 等	改 正 概 要
<b>【町民税関係】</b>	
○ 第23条 (町民税の納税義務者等)	1 外国法人に関する規定 法人町民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様とした 《平成28年4月1日から施行》
○ 第31条 (均等割の税率)	2 法人町民税均等割の適用基準 法人町民税均等割の税率適用区分の基準となる資本金等の額について、以下の措置を講ずることとした。 ・ 資本金又は資本準備金を欠損の補填又は損失の補填に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する ・ 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする 《平成27年4月1日から施行》
○ 第33条 (所得割の課税標準)	3 町民税所得割の課税標準の算定方法 所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人町民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとする 《平成28年1月1日から施行》
○ 第36条の3の3 (扶養親族申告書)	4 所得税法の項ズレによる整備 第203条の5第4項 ⇒ 第203条の5第5項 《平成28年1月1日から施行》
○ 第48条 (法人の町民税の申告納付)	5 法人税法改正による措置 第2条第12号の7の3 ⇒ 第2条第12号の7 《平成27年4月1日から施行》
○ 第50条 (法人の町民税に係る不足税額の納付手続)	6 法人税法改正による措置 第2条第12号の7の2 ⇒ 第2条第12号の6の7 《平成27年4月1日から施行》
○ 第51条 (町民税の減免)	7 減免の申請期限 減免申請期限 納期限前7日 ⇒ 納期限(前7日) 《平成27年4月1日から施行》
○ 附則第7条の3の2 (住宅借入金等特別税額控除)	8 個人町民税における住宅ローン制度の適用期限の延長 対象となる家屋の居住年の期限を平成29年から平成31年へ延長 《平成27年4月1日から施行》

## 江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 税 目 等	改 正 概 要
<p><b>【町民税関係】</b>            ○ 附則第9条、9条の2            (寄附金控除に係る申告の特例)</p>	<p>9 ふるさと納税の申告特例            町に対する寄附金に係る個人の町民税の寄附金制度について、以下の措置を講ずることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年度以後の各年度分の個人の町民税から控除する特例控除額について、町民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とする</li> <li>・ 平成27年4月1日以後に支出する町に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、個人の町民税に関する申告書を提出することなく寄附金控除を受けることができるものとする</li> </ul>

## 江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 税 目 等	改 正 概 要
<p><b>【固定資産税関係】</b></p> <p>○ 第57条、第59条</p>	<p>1 地方税法のズレによる整備 第10号の9 ⇒ 第10号の10</p> <p style="text-align: right;">《平成27年4月1日から施行》</p>
<p>○ 第71条 (固定資産税の減免)</p>	<p>2 減免の申請期限 減免申請期限・納期限前7日 ⇒ 納期限(前7日)</p> <p style="text-align: right;">《平成27年4月1日から施行》</p>
<p>○ 附則第10条の2 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>3 わがまち特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設</p> <p style="text-align: right;">《平成27年4月1日から施行》</p> <p>第6項 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が公共施設等の用に供する場合 5分の3 第7項・第8項 津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る協定避難施設関連 2分の1 第9項 都市再生特別措置法に規定する管理協定に係る協定倉庫 3分の2 第12項 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅 3分の2</p>
<p>○ 附則第11条 (用語の意義)</p>	<p>4 平成27年度の固定資産税の評価替えに伴う用語の意義の改正 平成24年度から平成26年度 ⇒ 平成27年度から平成29年度</p> <p style="text-align: right;">《平成27年4月1日から施行》</p>
<p>○ 附則第11条の2 (土地の価格の特例)</p>	<p>5 平成27年度の固定資産税の評価替えに伴う該当年度の改正 平成25年度又は平成26年度 ⇒ 平成28年度又は平成29年度</p> <p style="text-align: right;">《平成27年4月1日から施行》</p>
<p>○ 附則第12条 (宅地等に課する固定資産税の特例)</p>	<p>6 平成27年度の固定資産税の評価替えに伴う該当年度の改正 平成24年度から平成26年度 ⇒ 平成27年度から平成29年度</p> <p style="text-align: right;">《平成27年4月1日から施行》</p>
<p>○ 附則第13条 (農地に課する固定資産税の特例)</p>	<p>7 平成27年度の固定資産税の評価替えに伴う該当年度の改正 平成24年度から平成26年度 ⇒ 平成27年度から平成29年度</p> <p style="text-align: right;">《平成27年4月1日から施行》</p>

## 江差町税条例の一部改正の概要

改 正 税 目 等	改 正 概 要
<p><b>【軽自動車税関係】</b></p> <p>○ 第89条、第90条 (軽自動車税の減免)</p> <p>○ 附則第16条 (軽自動車税の税率の特例)</p>	<p>1 減免の申請期限 <span style="float: right;">《平成27年4月1日から施行》</span> 減免申請期限 納期限前7日 ⇒ 納期限(前7日)</p> <p>2 一定の環境性能を有する四輪車等に係るグリーン化特例(軽課)を規定 <span style="float: right;">《平成27年4月1日から施行》</span> 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた軽自動車について、平成28年度に次の特例措置を講ずることとした。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 電気軽自動車及び平成21年天然ガス車基準に適合する天然ガス軽自動車について、税率の概ね7.5%を軽減する</p> <p style="margin-left: 20px;">イ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね50%を軽減する</p> <p style="margin-left: 40px;">① 基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の1.2を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの</p> <p style="margin-left: 40px;">② 基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の1.35を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車(イの適用を受けるものを除く。)について、税率の概ね25%を軽減する</p> <p style="margin-left: 40px;">① 基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの</p> <p style="margin-left: 40px;">② 基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の1.15を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの</p>

## 江 差 町 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 税 目 等	改 正 概 要	要
<b>【特別土地保有税関係】</b> ○ 第139条の3 (特別土地保有税の減免)  ○ 附則第15条 (特別土地保有税の課税の特例)	1 減免の申請期限 減免申請期限 納期限前7日 ⇒ 納期限(前7日)	《平成27年4月1日から施行》
	2 年度改正 平成24年度から平成26年度 ⇒ 平成27年度から平成29年度	《平成27年4月1日から施行》
<b>【町たばこ税関係】</b> ○ 附則第16の2 (町たばこ税の税率の特例)	1 紙巻たばこ3級品の取扱い 紙巻たばこ3級に係る町たばこ税の税率の特例を廃止した上、次に掲げる期間における紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率はそれぞれ次に定める税率とすることとした。 ・平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 ・平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 ・平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円	《平成28年4月1日から施行》
	2 手持品課税の導入 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する一定の卸売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。	《平成28年4月1日から施行》

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに、納税者の住所及び氏名 <u>(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))</u> <u>(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)</u> 並びに納付すべき徴収金額、その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が、徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名 <u>(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)</u> 並びにその納入すべき徴収金額その他、納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>[課税洩れ等に係る町税の取扱]</p> <p>(削除)</p> <p><u>(徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u></p> <p>第8条 <u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに、納税者の住所及び氏名又は名称 _____ _____ _____ 並びに納付すべき徴収金額、その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が、徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称 _____ 並びにその納入すべき徴収金額その他、納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>[課税洩れ等に係る町税の取扱]</p> <p>第8条から第17条まで 削除</p> <p>(新設)</p>



江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。</u></p> <p><u>2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p><u>4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又</u></p>	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(徴収の猶予の申請手続等)</u></p> <p><u>第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p><u>(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</u></p> <p><u>(4) 当該猶予を受けようとする期間</u></p> <p><u>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</u></p> <p><u>(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が6箇月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担</u></p>	<p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</u></p> <p>2. <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</u></p> <p><u>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p><u>(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以降の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p><u>(4) 猶予を受けようとする金額が、100万円を超え、かつ、猶予期間が6箇月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p>3. <u>法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p>4. <u>法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>5. <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる</u></p>	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>事項とする。</u></p> <p><u>(1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p><u>(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p><u>(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p><u>(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする</u></p> <p><u>(1) 第2項第4号に掲げる書類</u></p> <p><u>7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u></p> <p><u>(徴収猶予の取消し)</u></p> <p><u>第10条 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</u></p> <p><u>(1) 町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税及び国民健康保険税</u></p> <p><u>(職権による換価の猶予の手続等)</u></p> <p><u>第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は分割納付又は分割納入とする。</u></p> <p><u>2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項にお</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>いて読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p><u>3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p><u>(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</u></p> <p><u>4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</u></p> <p><u>(1) 第10条第1号に掲げる債権</u></p> <p><u>(申請による換価の猶予の申請手続等)</u></p> <p><u>第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6箇月とする。</u></p> <p><u>2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</u></p> <p><u>(1) 第10条第1号に掲げる債権</u></p> <p><u>3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は分割納付又は分割納入とする。</u></p> <p><u>4 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p><u>5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲</u></p>	<p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p><u>6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p><u>7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 第5項第3号に掲げる事項</u></p> <p><u>8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は20日とする</u></p> <p><u>9 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</u></p> <p><u>(1) 第10条第1号に掲げる債権</u></p> <p><u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p><u>第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額</u></p>	<p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>が100万円以下である場合、猶予期間が6箇月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p><u>第14条から第17条まで 削除</u></p> <p>(公示送達)</p> <p><u>第18条 法第20条の2</u></p> <p>_____の規定による公示送達は、町公告式条例（昭和30年江差町条例第2号）によるものとする。</p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p><u>第23条 (略)</u></p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法第29条第1項第14号</u>に規定する恒久的施設をいう。）もつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u></p> <p><u>第47条</u>に規定する収益事業を行なうもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p> <p>(均等割の税率)</p>	<p>(新設)</p> <p>(公示送達)</p> <p><u>第18条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2</u>の規定による公示送達は、町公告式条例（昭和30年江差町条例第2号）によるものとする。</p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p><u>第23条 (略)</u></p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法人税法第2条第12号の18</u>に規定する恒久的施設をいう。）もつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）</u></p> <p><u>第47条</u>に規定する収益事業を行なうもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</p> <p>(均等割の税率)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第31条 (略)</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。</u></p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(町民税の申告)</p>	<p>第31条 (略)</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。</p> <hr/> <p>3～6 (略)</p> <p>(町民税の申告)</p>



江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第36条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該、該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号</u>、当該該当することとなつた日、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第36条の2 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該、該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、_____当該該当することとなつた日、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>6 法人税法第81条の2第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>（法人の町民税に係る不足税額の納付の手續）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>6 法人税法第81条の2第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>（法人の町民税に係る不足税額の納付の手續）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽、その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正、若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日、又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>（町民税の減免）</p> <p>第51条（略）</p> <p>2 前項の規定によつて、町民税の減免を受けようとする者は納期限（前7日）までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽、その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正、若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日、又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>（町民税の減免）</p> <p>第51条（略）</p> <p>2 前項の規定によつて、町民税の減免を受けようとする者は納期前7日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>〔固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告〕</p> <p>第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の10</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の10</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業者等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がなすべき申告）</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>〔固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告〕</p> <p>第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の9</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の9</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業者等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がなすべき申告）</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を、直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、町長に提出して行なわなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p>	<p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を、直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、町長に提出して行なわなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において、「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災</p>	<p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>—</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において、「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行なわなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>2 前項の規定によつて、固定資産税の減免を受けようとする者は納期限(前7日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又</p>	<p>年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行なわなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>_____</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 町長は、次の各号の一 _____ に該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>2 前項の規定によつて、固定資産税の減免を受けようとする者は納期限前7日 _____ までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>_____</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>は名称)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌</p>	<p>_____</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称</p> <p>_____</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌</p>



江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u>並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限(前7日)</u>までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所</u></p>	<p>年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>_____並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限（前7日）</u>までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 町長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p>	<p>体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名及び住所  <u>並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日 <u>    </u>までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 町長は、次の各号の<u>一に</u> <u>    </u>該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限(前7日)</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)</u> <u>又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申し出なければならない。</p> <p>(1) <u>住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u> 又は <u>法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又</u></p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> _____ _____ _____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申し出なければならない。</p> <p>(1) <u>住所及び氏名又は名称</u> _____ _____ _____</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内( _____</p> <hr/> <p>法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8 において準用する場合を含む。)の規定により、延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が特例期間後に到来するものに係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず当該年7.3パー</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(申告基準日<u>が特例期間内に到来する法人税額の課税標準の算定期間に係る町民税で</u>、法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が特例期間後に到来するものに係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず当該年7.3パー</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>セントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち、年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>〔個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除〕</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）においては、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>〔個人の市（町・村）民税の寄附金控除額に係る申告の特例等〕</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7</p>	<p>一セントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち、年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>〔個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除〕</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）においては、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地</u></p>	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第9条の2 <u>当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 <u>法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（新設）</p>



江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>9 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>10 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>11 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <hr/> <hr/>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又</u></p>	<p>条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>は名称)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>_____</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 _____</p>
<p>(2)～(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>_____</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 _____</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが、</p>	<p>(2)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが、</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第1</p>	<p>固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であつて、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第1</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>5条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該</p>	<p>5条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定</p>	<p>年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定</p>



江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第1</p>	<p>資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第1</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>37条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>第16条 削除</u></p>	<p>37条第1号_____中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から_5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(軽自動車税の税率の特例)</u></p> <p><u>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪車以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u>が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条規定の適用については、<u>当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>【別記2 参照】  <u>(軽自動車税の税率の特例)</u></p> <p>第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自</p>	<p><u>字句とする。</u></p> <p>【別記2 参照】                      (新設)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>【別記4 参照】</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>【別記5 参照】</p> <p><u>第16条の2 削除</u></p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>	<p>【別記5 参照】</p> <p><u>（たばこ税の税率の特例）</u></p> <p><u>第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時に於ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第98条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。</u></p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共有土地（以下この項において、「特定被災共有土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共有土地納税義務者（以下この項において「特定被災共有土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出して</p>	<p>第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <hr/> <p>並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共有土地（以下この項において、「特定被災共有土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共有土地納税義務者（以下この項において「特定被災共有土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出して</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <hr/> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>

【別記1】

改正後

法人の区分	税率
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）</p> <p>_____）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	<p>年額 60,000円</p>

2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を 超えるもの	年額 144,000円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計 数が50人以下であるもの	年額 156,000円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計 数が50人を超えるもの	年額 180,000円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が5 0人以下であるもの	年額 192,000円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が5 0人を超えるもの	年額 480,000円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下である もの	年額 492,000円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50人を超えるもの	年額 2,100,000円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるも の	年額 3,600,000円



改正前

法人の区分	税率
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>ホ 資本金等の額（法人税法第2条第16号 _____ に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表 _____ において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	<p>年額 60,000円</p>
<p>2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 144,000円</p>
<p>3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計</p>	<p>年額 156,000円</p>

数が50人以下であるもの	
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 180,000円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 192,000円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 480,000円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 492,000円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 2,100,000円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,600,000円

【別記2】

改正後

(削除)

改正前

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

【別記3】

改正後

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

改正前

(新設)

【別記4】

改正後

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

改正前

(新設)

【別記5】

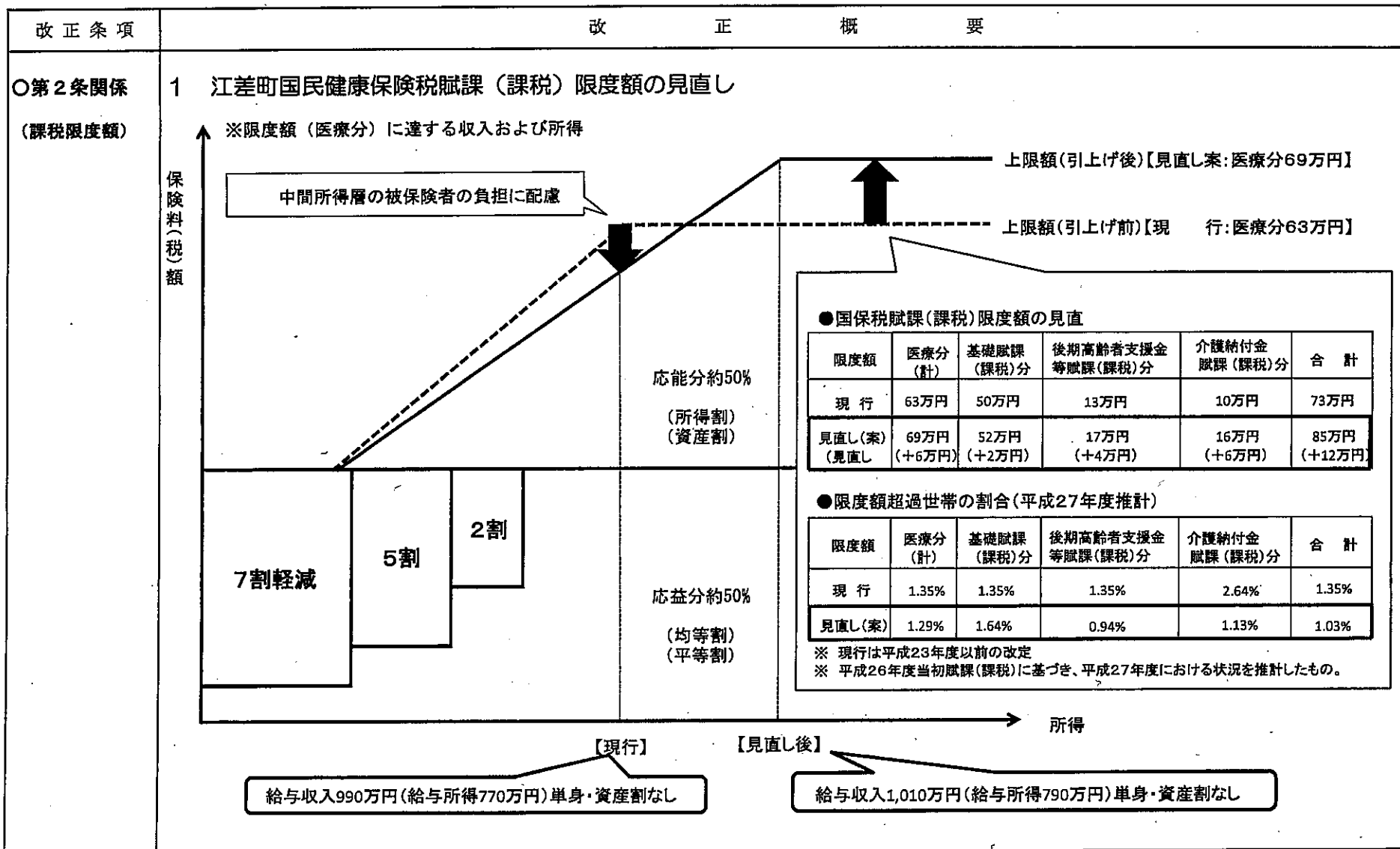
改正後

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

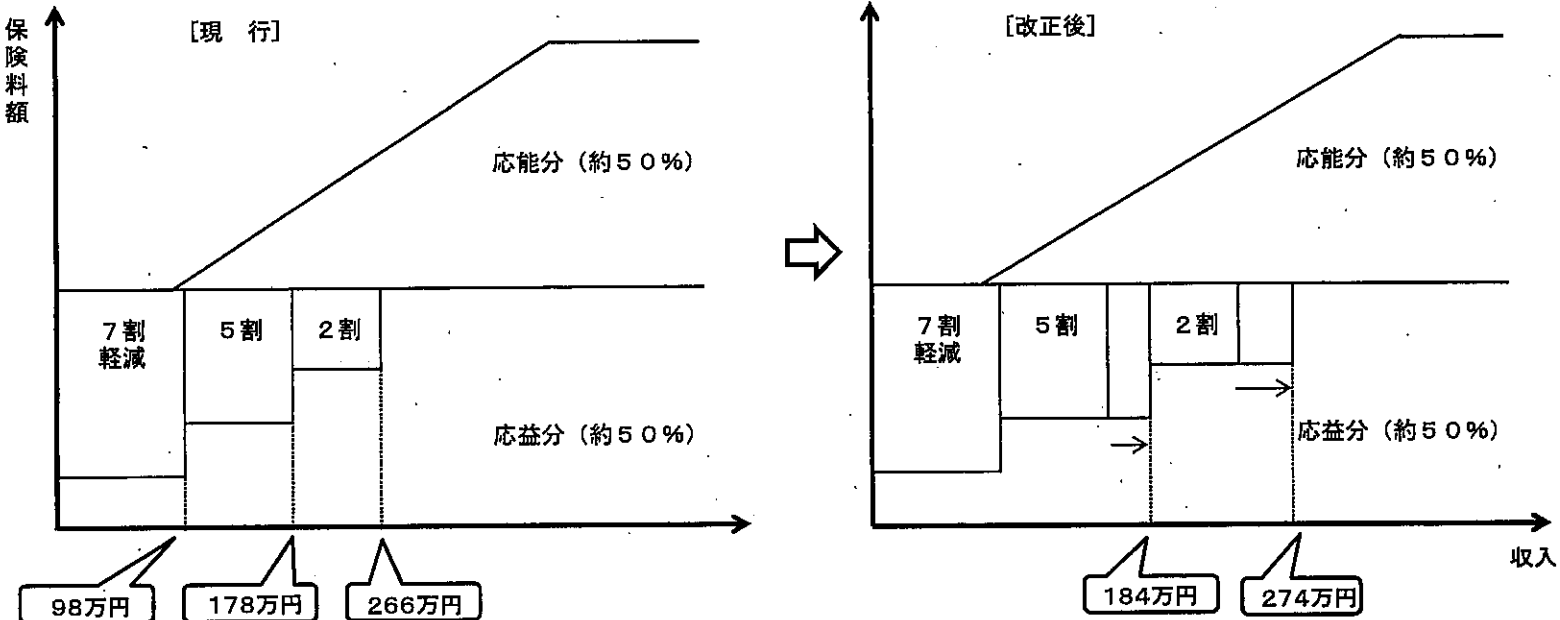
改正前

(新設)

江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要



江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要

改正条項	改正概要
<p>○第23条関係 (保険税の軽減)</p>	<p><b>2 低所得者の保険料に対する財政支援の強化（応益割保険料の軽減対象世帯の拡大）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2割軽減の拡大・・・軽減対象となる基準額を引き上げる。（所得ベースで1人あたり1.8万円増額）              (現行) 基準額 33万円+4.5万円×被保険者数 (給与収入 約266万円 3人世帯)              (改正後) 基準額 33万円+4.7万円×被保険者数 (給与収入 約274万円 3人世帯)</li> <li>5割軽減の拡大・・・現在、2人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。              (所得ベースで1.3万円増額)              (現行) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 【給与収入 約178万円、3人世帯】              (改正後) 基準額 33万円+26.0万円×被保険者数 【給与収入 約184万円、3人世帯】</li> </ul>  <p>※ 給与収入、3人世帯の場合</p>

江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要

改正条項	改 正 概 要
○附則第1条 (施行期日)	<p>3 平成25年6月改正附則1の施行期日の改正</p> <p>江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第20号)による江差町国民健康保険税条例附則第14項の改正のうち、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分については、施行期日を平成28年1月1日とする。</p>
○附則第2条 (条文整理)	<p>4 上記3の改正に伴う条文標記の整理</p> <p>(1) ⇒ イ、(2) ⇒ ロ、(3) ⇒ ハ、(4) ⇒ ニ、(5) ⇒ ホ</p> <p>第1号から第4号 ⇒ 第1号イからホ</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>520,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>520,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>170,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は<u>160,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課す</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>500,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>500,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>130,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>130,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>100,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は<u>100,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課</p>



江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>520,000円</u>を超える場合には<u>520,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には<u>170,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合には、<u>160,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330,000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>260,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>10,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,400円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>24,600円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>12,300円</u></li> </ul>	<p>する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>500,000円</u>を超える場合には<u>500,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>130,000円</u>を超える場合には<u>130,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>100,000円</u>を超える場合には、<u>100,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330,000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>245,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>10,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,400円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>24,600円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>12,300円</u></li> </ul>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,700円</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,700円</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円</li> <li>・ 特定世帯 6,150円</li> <li>・ 特定継続世帯 4,100円</li> </ul>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円</li> <li>・ 特定世帯 6,150円</li> <li>・ 特定継続世帯 4,100円</li> </ul>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,250円</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,250円</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円</p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>470,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>450,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,320円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,320円</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 560円</li> <li>・ 特定世帯 19, 680円</li> <li>・ 特定継続世帯 4, 920円</li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1, 080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 640円</li> <li>・ 特定世帯 4, 920円</li> <li>・ 特定継続世帯 1, 230円</li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1, 300円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 400円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 560円</li> <li>・ 特定世帯 19, 680円</li> <li>・ 特定継続世帯 4, 920円</li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1, 080円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 640円</li> <li>・ 特定世帯 4, 920円</li> <li>・ 特定継続世帯 1, 230円</li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1, 300円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 400円</p>

江差町健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第20号）（附則第3条による改正）

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 次に掲げる規定 公布の日</p> <p>イ 江差町国民健康保険税条例附則第4項の改正規定（「(第3条)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、」を削る部分に限る。）</p> <p>ロ 江差町国民健康保険税条例附則第5項の改正規定</p> <p>ハ 江差町国民健康保険税条例附則第14項の改正規定（「(第3条)中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、」を削る部分に限る。）</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(1) 江差町国民健康保険税条例附則第4項の改正規定（「(第3条)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、」を削る部分に限る。）</p> <p>(2) 江差町国民健康保険税条例附則第5項の改定規定</p> <p>(3) 江差町国民健康保険税条例附則第14項の改定規定（「第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、」を削る部分に限る。）</p>

江差町健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第20号）（附則第3条による改正）

改正後	改正前
<p>ニ <u>江差町国民健康保険税条例附則第15項の改正規定</u>（「（第3条）中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、」を削る部分に限る。）</p> <p>ホ <u>次条第1項の規定</u></p> <p>（2）<u>附則第14項の改正規定</u>（「<u>配当所得</u>」を「<u>利子所得、配当所得及び雑所得</u>」に改める部分に係る。） 平成28年1月1日</p> <p>第2条 この条例（<u>前条第1号イからホまでに掲げる改正規定に限る。</u>）による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例（<u>前条第1号イからホまでに掲げる改正規定を除く。</u>）による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>（4）<u>江差町国民健康保険税条例附則第15項の改定規定</u>（「第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、」を削る部分に限る。）</p> <p>（5）<u>次条第1項の規定</u></p> <p>第2条 この条例（<u>前条第1号から第4号までに掲げる改正規定に限る。</u>）による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例（<u>前条第1号から第4号までに掲げる改正規定を除く。</u>）による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

## 入札状況調書

工事名	旧江差中学校解体工事（A工区）	
工事場所	江差町字陣屋町無番地	
工事期間	自：平成27年5月1日 至：平成27年8月20日	
入札月日	平成27年4月23日	
契約月日	平成27年4月23日	仮契約
契約金額	一金 63,720,000 円	予定価格 64,530,000円(税込み)

入札参加者	入札金額		摘 要
	1回目	2回目	
株式会社 前田組	66,700,000	60,700,000	
亀田工業 株式会社	64,600,000	59,000,000	落札
株式会社 田畑建設	65,500,000	60,000,000	

※各社の入札金額については税抜き価格である。

## 入札状況調書

工事名	旧江差中学校解体工事（B工区）	
工事場所	江差町字陣屋町無番地	
工事期間	自：平成27年5月 1日 至：平成27年8月20日	
入札月日	平成27年4月23日	
契約月日	平成27年4月23日	仮契約
契約金額	一金 50,544,000 円	予定価格 51,084,000円(税込み)

入札参加者	入札金額		摘 要
	1回目	2回目	
株式会社 前田組	53,300,000	49,800,000	
亀田工業 株式会社			一抜け方式による
株式会社 田畑建設	51,200,000	46,800,000	落札

※各社の入札金額については税抜き価格である。